

日本書紀私記甲本における傍訓の性格について

福田, 益和

<https://doi.org/10.15017/12204>

出版情報 : 語文研究. 29, pp.29-39, 1970-11-30. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

日本書紀私記甲本における 傍訓の性格について

福 田 益 和

(一)

現存日本書紀私記は諸本にわたり多くの問題をはらんでいるようであつて、その本文批判が国語学的にもいくつかなされてゐる如くである。例えば近時の西宮一民氏「日本書紀私記乙本・丙本について」(国語国文三八の十)は問題を多く含む乙本・丙本の成立過程についてなかなか示唆深いものであつて筆者には興味深かつた。それは筆者の描いてゐるいわゆる私記甲本の成立問題についても乙本・丙本が密接不可分の關係を有してゐる故である。筆者は先に私記甲本偽作説を批判したが、その論拠の中心は私記甲本の本文そのものの錯乱、とりわけ標出漢字と傍訓の不一致を示すことによりそれが書写者の不注意、部分的には私意による改変に由来するものではあつても、全体にわたり偽作されたものではあり得ないということである。

本稿は同じく右の考えをうけつぐもので、漢字に附せられた傍訓について検討を加えながらその成立過程についての一つの見通しを立ててみたいと思ふ。いわゆる私記甲本なるものが弘

仁私記に相当するかどうかについては、一つは私記序文の記事の内容、一つは標出漢字に附せられた傍訓の表記態度よりして疑問が出されてゐたが、たしかに私記甲本の傍訓は一見して古色を存しない印象を与える如くである。それは傍訓の多くが片仮名訓であるがためであらう。しかしつとに太田晶二郎氏が指摘されたごとく、日本書紀の訓注と同じく「此云」の形式が一部にみられる。即ち、私記甲本の本文自体の事例では、

運屬此云運屬大荒之天也時時鍾此云故蒙以正于蒙而故蒙以養正治此云運屬(20) 遼瀛此云遼瀛(20) 恢弘天業此云恢弘天業(20)

とあらわれ、更に釈日本紀所引の「弘仁私記」にも

大来皇女弘仁私記大来(277)、努力努力養老弘仁等私記(261)と同じ形式がみられる。太田氏によると宮寺縁事抄精進此云二豆刀米一石清水文書の「齋食日本紀私記云伊毛比」の事例も私記甲本の「齋食」(42)が該当するものといわれる。この「此云」の形式の注記をたゞちに古く

から存したものと見るには問題がのこるがとにかく書紀訓注の一特色である。「此云」の形式を冠しているものはいくつかある点に注目すべきであらう。更に私記甲本の傍訓は片仮名訓が大

勢を占めてはいるが、一方では万葉仮名訓もいくつか見られる。そしてそれは孝昭、孝安、孝靈、孝元、開化の条に集中してあらわれている。

率川宮(25)、伊左加彥能也国手別(24)、久太和介世襲足媛(23)

の如きがその例である。先にあげた釈日本紀所引の弘仁私記の訓注は私記甲本では片仮名傍訓でありながら、では万葉仮名割注形式をとっている。(「大来皇女、「努力努力」の事例)

以上私記甲本の本文は形式的には新しい部分と古い部分とが混在してその成立過程の複雑さを物語る如くである。とはいえ、甲本全体の体裁から言えば一応弘仁私記に比定せられている以上それを前提として傍訓の性格を検討して行くべきであろう。

二

私記甲本の祖本、つまりは弘仁私記の訓注がいかなる形式であったかにわかに決しがたい。あるいは前記釈日本紀所引の弘仁私記の如く万葉仮名割注形式であったかも知れず、あるいは万葉仮名もしくは片仮名による傍訓形式であったかもしれない。しかしいずれにしても現存私記甲本は数次にわたる転写を経ている如くで、その過程において書写者の不注意による過誤が多々み出される。こうした事例は西宮氏が前記論文において私記乙本、丙本の訓について具体的に指摘せられている。乙本、丙本の場合は、西宮氏によると、書紀講筈の年度私記に比定できないというらみがあり、更に原資料の片仮名訓を万葉仮名訓に書き改めて行く過程での誤まりであって甲本の場合と同一に論ず

るのは問題であるが、書写者の不注意によって生じた過誤という点では事情は同じと言えよう。以下私記甲本の事例を初めにあげ、参考として乙・丙本の同類事例をも次に示す。そして必要なものについては後で説明を加える。

ヲ↓ヲ(「ヲ」を「ラ」に書き誤った)

(1)長峽(26)

(丙)着幣衣服也禮支奴……ヲ↓ヲ↓良。「奴」一字衍字。

(丙)塙区乎毛奈加乃……ヲ↓ヲ(「西宮論文」↓乎、

(丙)主水部毛牟止……ヲ↓ヲ↓乎

ヲ↓ウ

(2)曲峽(23)……マカウ、白本藤本谷本作マカヲ、似可從

(丙)巖和魂女乎加乃女……ウ↓ヲ↓乎

ヲ↓ツ

(3)宿見屯倉首(37)……ソヒト、当拠藤一本作ヲヒト。「ム」は衍字)

ネ↓木

(4)觀松彦香殖稻(23)……(カ)エシネ。エ字脱)

(5)鼠窟(26)

(6)箭田珠勝大兄(41)……オ、ヒ禾、藤一本作オ、ヒネ。

ノ↓フ

(7)荷持田邑(29)

(丙)荷持田村……ノ↓フ↓布

(丙)罔象女美津波不女……ノ↓フ↓不

ノ↓キ

(8)五百箇御統(16)……イホツキ、藤一本作イホツ

ハ↓ノ

(9) 鑷丁 (40) ……クノヨホロ、当扱諸本作クハヨホロ

ユ↓エ

(10) 細鱗魚 (29)

ミ↓エ

(11) 七技鏡 (30) ……〔抜、不審。書紀「七子鏡」〕

ミ↓カ

(12) 根使主 (35)

禾↓尔

(13) 考羅 (31)

カ↓ア

(14) 神明憑 (25)

(丙) 片居安太 ……カ↓ア↓安

カ↓エ、チ↓テ

(15) 盟神探湯 (34)

(丙) 灼然之乎 ……巳の草体↓シ↓之

(乙) 母誓已驗 伊呂波 ……須留尔伊弓之呂之…チ↓テ↓弓

(乙) 捫腰古之乎毛弓布 ……チ↓テ↓弓

(乙) 和幣称岐知 ……テ↓チ↓知

エ↓ニ

(16) 長兄 (45) ……長兄、書紀尤、恐当扱書紀作長丹

ヨ↓ユ

(17) 溟渤次之鼓盪 (16) ……〔「トツキ」は「ト、ロキ」の誤

写カ〕

ヨ↓ラ

(18) 勇幹 (34)

(丙) 喧譁余里止良倍氏 ……奈↓余
キ↓へ↓倍

ア↓

(19) 新漢 (36)

(20) 御齋僕是是也 (38)

(丙) 山門県也未止乃美也 ……ナスエ、藤一本「作」
ナスエ是「字衍字」
カ↓ヤ↓也

(丙) 肖美江太未布 ……ア↓ミ↓美

(丙) 聚居之以波 ……ア↓安

(丙) 不安席安万支也須加良須 ……ミ↓ア↓安

(丙) 欲録功名安須久禮大倍率止之天 ……ナ↓ア↓安
ナ↓ス↓須ツ↓爪↓禮

(丙) 居于德勒津宮止古呂豆良安奈尔平利 ……ミ↓ア↓安
ア↓安
ヤ↓ナ↓奈

ス↓ヌ

(21) 穗觸 (18) ……クス、藤本谷本史本作クス、藤一本クシ。

ヌ↓ス

(22) 瘁 (21)

ソ↓ノ

(23) 簪元 (18) ……〔「タ、シ」訓は前項「立於浮渚在平處」
の「立」字に相應する傍訓が入りこんだもの。〕

(24) 熊襲 (28) ……クマノヲ、藤一本作クマソ、谷本作クマソヲ。

ソ↓フ

(25) 恐宿不敬自死 (38) ……ヲフリテ、当扱諸本作ヲワリテ

〔「*」は衍字
〔「ミナラル」は不審。〕

ク↓リ

(26) 輕背 (40) ……ナメリ、藤本谷本史本作尔ナメリ、藤本一

本作ニキメリ

ル↓リ

(27) 栗隈クリクマ (32)

キ↓チ

(28) 幸玉サチタマ (42)

コ↓フ↓不キナク

(29) 色謹イロキン (24) ……志不女、白本作シコメ、不恐当作古。

ケ↓タ↓多キタタ

(30) 武埴安彦命タケノリノミコ (24) ……太多、恐当作太介。

己↓己↓コミミコ

(31) 行矣ユク (17)

末↓未↓ミ、シ↓ヒ

(32) 無目籠内ムメカケ (19)

(丙) 臥シ 眩野安良乃シ 东不比氏ヒ ……シ↓ヒ↓比

(乙) 無目籠末奈之加太美 ……マ↓(ミ)↓ミ↓美 (西宮論文)

「加太未」の「未」字誤植

(乙) 無目末奈之堅間加太未乎 ……マ↓(ミ)↓ミ↓未

爪、(上) ↓爪ハ

(33) 跟踉カクカク (19) ……爪ハ、藤一本及秋紀作ス、

テ↓、ケ

(34) 撫カク (46) ……ナ、ケル、白本作ナテル

、フ↓ツ

(35) 窳クワツ (16)

右にあげた事例の中、私記甲本の事例の下にか、げた校異等は新訂増補国史大系本の頭注を示し、特に(…)でかこんだ部分は筆者の注記であって両者を区別した。(乙)、(丙)は西

宮論文における乙本、丙本にみえる同類の事例を参照してあげた略記。片仮名で特に「ミ」とあるのは「見」を字源とする「ミ」の異体字を示す。

さて事例、(1)(2)(3)は片仮名「ヲ」を間違つて他の片仮名「ラ」「ウ」「ソ」に写したものを中心に示す。丙本にも同類の事例があることは右にあげた如くである。なおヲ↓ラ、ヲ↓ウの事例の中で、その逆の事例、すなわちラ↓ヲ、ウ↓ヲの場合も一応ふくめてか、げた。(以下の諸事例についても同様である。)

ネ↓禾の事例は私記甲本に(4)(5)(6)と三例あらわれているが、乙本、丙本には同類の事例はみあたらず。しかし西宮氏のもう一つの論文による寛文九年刊本書紀傍訓についての御指摘によると、「池溝」へ崇神62年7月はネ↓禾↓ワと考えられる。誤りやすい字体であつたと思われる。

(7)の事例は注目すべきである。「荷持田邑」についての傍訓が丙本のそれと同訓でありしかも同じ誤りをしている。甲本と丙本の関係についてかなり暗示的ではあるが、しかしこのような事例は他に「無目籠内」にあるのみであるから、こゝで両者の関係を考えるのには資料が不足してにわかには決定しがたい。

ノ↓キの誤写の可能性については片仮名「キ」の異体字「キ」と「ノ」字との類似を考えるべきであろう。「キ」は、築島氏によると天曆八年加点的聖語藏辨中邊論古点をはじめとして大日経疏仁平元年点、大乘本生心地観経治承四年点と平安中期から院政末期にわたつてひろく用いられたのでノ↓キの誤写の事例は当然あり得たと思われる。

カ↓アの事例については丙本に「片居安太」と同様な事例があ

るが寛文九年刊本では、「馳胤広瀬勾原而散」(ア↓ミ)〈崇峻前紀〉、「汝逆」(カ↓ア)〈崇神10年9月〉と見られる。

(16)長兄(45)について国史大系頭注で「書紀无」と言っているが、書紀を通覧すると「百舌鳥長兄」(孝徳紀、大化二年三月)と見え、「モズノナガエ」と読むべきところである。一方、別に「吉士長丹」(孝徳紀、白雉四年五月)とも見え、これは「キシノナガニ」とよむべきところである。標出字「長兄」「長丹」はいずれも同じ孝徳紀にある故をもって傍訓が混同して(16)の事例が生じたとも考えられる。そうすると必ずしもエ↓ニの事例とはなり得ないが一応二、では誤写説をとっておきたい。なお釈紀秘訓五に「百舌鳥長兄」(264)と「ナカル」訓が見えるが、これは私記甲本の混乱した事例をそのまま借用したがためである。

ア↓(ミ)↓ミの事例(ミ↓アの事例もふくむ)は丙本に多くみられる。片仮名「ア」と「ミ」の異体字^ミが酷似しているからであろう。そのあやまりの過程を示す事例として私記甲本の例をあげると「勝崎」(40)に「アサキ」「ミサキ」の傍訓がつけられてあり「アサキ」の「ア」字はミセケチにしてある。これは一旦「ア」字を書きながらその誤りに気がつき「ア」を消して「ミ」の異体字「ミ」に書き改めたものと察せられる。寛文九年刊本の事例では勸助^ミ(ア↓ミ)〈神功前紀〉、「有如磐石之常存」(ア↓ミ)〈神代下〉が見える。

ス↓アの誤りもあつた。(21)(22)の事例がそれである。他に私記甲本の「櫛」(18)の頭注に「クシ、白本谷本作クス、藤本史本作クヌ」と見え、異本の事例ではあるが、スヌ混乱の事例があつ

たようである。

事例(25)についての国史大系本頭注「当拠諸本作ヲワリテ」は不審。ここは「恐」字に対する訓であるから本来「ヲソリテ」とあつたものであろう。私記甲本の「フ」字には国史大系本ではアクセント表記がなされている如くである。しかし「恐オソル(平声上)」「観智院本類聚名義抄」と「ソ」は平声であり上声の位置にはないので片仮名「ソ」の字体からしてもアクセント表記とは考えられず「ヲフリテ」とみなしておく。

(27)(28)は片仮名の字体類似による誤字という要素の外に漢字「栗」、「幸」に対する書写者の私意が加わつてあやまつた事例と認められる。

(29)(30)は万葉仮名傍訓である点注目すべきである。その書写の過程における過誤の状況はあたかも私記乙本、丙本のそれと揆を一にする如くである。このような観点より考えると国史大系本の頭注「志不女、白本作シコメ、不恐当作古」、「大多、恐當作太介」は転写の過程を無視した注記と言うべきである。「志古女」の形は和名抄所引日本紀私記に「醜女志古女」と見えるが、この表記がそのまま、私記甲本の形にあてはまるとは考えられない。甲本の場合、「古」「不」字の字体類似による誤字とは考えられず、むしろ「コ↓フ↓不」のプロセスを考えるのが自然であると思われる。そうすると乙本、丙本に見られる片仮名訓↓万葉仮名訓の改変の事実が甲本の傍訓の一部にも見られることになり、私記甲本の万葉仮名傍訓は後人の改変によるものと推定される。(30)の事例についても同様であると考えられる。私記甲本の万葉仮名訓の成立については以上の如き書写過

程における改変の事実と、その他に仮名遣の面から考究すべきであるが後者については後に言及する。

(31)の「行矣」については、時代別国語大辞典(上代篇)(三省堂)は「さけく」の項で「さきく」の東国語形とし、「佐気久あり待て」(万438)、「行矣左介久」(日本書紀私記乙本)、「行サケク」(観智院本類聚名義抄)とあるところから中央語にもこの形が存したかと述べたあと「行矣サコク」(私記甲本)の形もあるとして「サコク」の語形を認める口吻であるが、キの乙類仮名「己」字は日本書紀に一例「儻弭企於己陀智(靡き起き立ち)〈顯宗即位前紀〉」存するにしても、むしろコの乙類仮名として常用されるのであるから祖本における己↓己↓コの転写のプロセスを考えるべきではなからうか。右の事例は「サコク」という語形を認めるかどうかにか、わるので大事な事例であるがこ、では一応認めない立場をとり、「サキク」の誤写と考えておく。

(32)は(7)の「荷持田邑」と同様に、同訓でしかも同じ誤りをしていられる事例が他の資料に見られる。すなわち乙本の二事例がそれである。西宮論文ではマ↓(ミ)↓ミ↓末のプロセスを考えて居られるが一方(31)の事例における万葉仮名訓↓片仮名訓のごとき改訓の可能性をも考慮に入れると末↓末の漢字の字体類似による誤写とも一応考えられよう。私記甲本の場合もその可能性あるものとして一応あげたものである。但し甲本の場合、マ↓(ミ)↓ミの場合も十分考えられることである。なお「カタミ」の語形について、和名抄(十卷本)に「答笥漢語抄云(卷四)と見え、椽齋は「或云勝間、或云加太美、皆堅間之一転」と注し

ているので「加太美」の語形も考えられるが、「漢語抄」所引の訓でもあり、漢語抄そのものにも問題がこのころで明確な資料としがたくこ、では誤写説に従っておく。

(33)の「ス、」の語義については「こ、の須々も進みず、ろぎて荒ぶる意なり」(古事記伝十七)、「(進)ス(進)ス(進)ス」の語幹と同じ」といわれている。観智院本類聚名義抄によると「進ス、ム(上上)」と声点が附せられているので私記甲本「爪ハ」は、スの重点、に附せられた声点(上声)を片仮名「ハ」字とよみちがえた可能性がつよいと思われる。私記甲本には声点の附せられた傍訓はいくつか残存しているのであるから。

以上、私記甲本傍訓の検討よりして書写者の不注意なる誤りがみられるだけでなく部分的には万葉仮名↓片仮名、片仮名↓万葉仮名の如き私意による改変が認められることがわかった。太田晶二郎氏がつとに「……真仮名が見られる。但し、瀧の平支・忍の平之などの軽重の不合が見られるのは、これらも一度片仮名に訛し、後に又直されたものかとの疑も無いではない」と疑問視されているのは仮名遣の面からの考察ではあるが、結果的には正しい見解とみるべきであろう。一見古色の印象深い万葉仮名傍訓がえって後人の改変による新しい傍訓であるとすれば、乙本、丙本における万葉仮名訓の成立と揆を一にしこれらの関係については慎重を期する必要がある、今後の問題となろう。

三

こ、では私記甲本に附せられた万葉仮名傍訓についてその仮

名遣を検討する。

弘仁私記に比定せられる私記甲本においてその万葉仮名傍訓が当時の原形を忠実に保つものであれば弘仁(810-823)年間、つまり平安時代初期の特色であるコのア類乙類の区別が存するはずであるし、更に私記甲本の本文の冒頭の題下の注記「今案依養老五年私記作之」を信すれば養老五年(721)つまり奈良時代の特色である上代特殊仮名遣の使い分けが残存するはずである。既述した如く甲本の万葉仮名訓は孝昭、孝安、考靈、孝元、開化の各条に集中してあらわれ、他の条にはいくつか散見するのみで資料的には限られて居り、これから結論をみちびくのは問題ではあるがやむを得まい。

甲本を通覧すると次のような仮名遣の異例が見られる。

甲ト↓ト

乙(36)彦太 忍信命 (孝元、24)

乙メ↓メ (武烈、39)

乙(37)解人指甲 (孝元、24)

乙コ↓コ (孝元、24)

乙(38)忍信命 (孝元、24)

乙(39)武埴安彦命 (孝元、24)

(36)の標出字「太」字については、太諱辞此云布斗能理斗(神代紀上訓注)、宮柱布刀しり立てて(万446)中臣の敷刀祝詞言(万、403)、の事例からもわかる如く甲類のト、「斗、刀」が用いられる。そうすると私記甲本の止字は乙類仮名であるから異例と見るべきである。ト↓トの早い事例は、大野透氏によると、「師木原主之祖賦登麻和詞比売命亦名飯日比売命」(記、懿徳)に

対応する「磯城県主太真稚彦女飯日媛也」(懿徳紀)の事例よりして「登」字を異例とされているがこの箇所は本文に問題があるとして恐らく「斗」字等の改書であろうとされる。よって確実な事例とはなり得ず、甲本の事例もこれより考えれば成立当初より「不止」とあつたものではなく後人の手が加わっていることは確実である。事実、(36)の事例は古事記に「比古布都押之信命」とあつて「フツ」とよむのが正しいのであるから「不止」は新しい訓であると考えられる。

(37)の「津咩」は、一般に、馬の都米(万4122)、爪豆米(和名抄)と乙類の仮名を用いるから私記甲本の「咩」字は異例。大野透氏は、歌経標式の異例「胡非咩夜毎」(恋ひめやも)を指摘し「咩」字についてその異例の早いことを指摘して居られるが、こ、でも歌経標式そのものの成立に問題があつて佐佐木本によつて代表される歌経標式が浜成撰に非ざることにはほぼ確実とみられる以上、右の「胡非咩夜母」の事例をもってメ↓メの早い例とするには問題がのこる。つまり歌経標式の事例に後人の手が加わっている可能性がよいのと同様に私記甲本の「津咩」の事例も新しい訓であると言えよう。

平安初期の特色であるコのア乙類の区別は周知の如く新撰字鏡、高橋氏文、古語拾遺、東大寺諷誦文稿、西大寺本金光明最勝王経古点等かなり多くの文献にみられることが知られているが私記甲本においては「古」字について異例の存すること右にあげた通りであろう。

右の考察より甲本の万葉仮名訓には平安初期以降の手が加わっていることは明らかである。しかし次のような万葉仮名訓の

仮名遣の異例を考慮にされると「平安初期以降」という時代の上限についてはさらに考慮を要するであろう。

オ↓ヲ

大直之比古入平対之比正

(40) 日本足彦国押入 (孝安、24)

(41) 瀧津 (孝安、24)

(42) 忍信命 手子某古止能美古止
神保佐木宮神 (孝元、24)

(43) 大海宿禰 (崇神、25) ; 宮、恐当作宿
(未字、未字の誤字)

ホ↓ヲ、エ↓工

(44) 五十瓊殖 (開化、25)

語頭におけるオとヲとの仮名混用事例については、早い例として「駟ヲヒ」(正倉院聖語藏菩薩善戒経平安初期点)の事例が見え、これは弘仁私記の時代には、符合するが、これをもって私記甲本の混用事例も弘仁時代の原形を保存しているのとみるのは早計であろう。「駟ヲヒ」の事例はあくまで例外と言うべく、私記甲本の場合には後人の手が入っていると見るべきである。

○押ヲセ (石山寺本金剛界念誦私記古点1088) (後)

○押ヲセ (石山寺本阿吒薄俱元師大將上佛陀羅尼经修行法儀軌嘉保移点1095)

○挨推也ヲス (観智院本類聚名義抄佛下本六三)

○丕ヲホイナリ、計 将、(天理図書館蔵韻字集1104、1109?) (後)

○佳ヲホイナリ (観智院本類聚名義抄佛上三)

○丕ヲホイナリ (同 書 佛上七七)

右の諸事例は私記甲本の「乎之」(押)、「麻保」(大)と同訓の事例でしかもオヲの混用事例でもあるが、いずれも院政期以降のものであってそれ以前のものには管見には入らなかつた。

次に(44)の事例について。語中語尾におけるホヲの混用事例はいわゆるハ行転呼音に属するもので、古い混用事例としては多少問題はあがるが、万葉集の「己蚊ヲ未」(己が顔379)、ミカガガシ「杲石山」(1823)、ミカガガシ「在杲石」(382)、ミカガガシ「杲石」(105)の如く「杲石」字をカホの国語音を表記するのに用いている。杲字は本来皓韻に属する字で、ミカガガシKaō↓Kau(見皓開1)、ミカガガシといわれるので「カヲ」の発音をあらわすものであり、よって、ホヲの混用事例となる。「カヲ」の事例はつゞいて

○容カラ (日本霊異記中、13・31各訓釈、三味本院)

○顔カラ、皂カラヲセ、妍カラヨキ(石山寺本法華義疏長保四年点1002)

とあらわれるが、ホヲ混用の事例が一般化するのには平安末期以後であり

○並ナラクノへて (石山寺本不動念誦次第古点1037、1039) (後)

○掩オヲへ (石山寺本帝釈天略供養次第古点1046、1052)

○端ナラクシて (石山寺本金剛界念誦私記古点1088)

と見え、築島氏によると、興福寺本大慈恩寺三藏法師伝古点(院政期の加點)において、ホヲの混用(ホ↓ヲ)、正用(ホ||ホ)の事例数の比は25:31(氏のいわゆるACDE種点を通じて)とほぼ同率に近い結果が出ている。私記甲本の「伊乎」は本来「五百」に対する訓であるべきであつて「五十」には合致しない訓であるから後人の手が加わっていることは明らかであり、その時期もホヲ混用の事例が一般化する平安末期以後の頃と考えられる。

次にエエの混用について。エをエに誤つた事例は早く「机都

久恵（和名抄）⁽¹⁵⁰⁾、にあらわれると言われ、他に、

○枯ツクエ（南海寄帰内法伝¹⁰⁵⁰？二例

○人に古恵（超）たるはかせかも（天慶六年、日本紀竟宴和歌、三善文明、943）

○未費ツイエ（す）して（真福寺本将門記承徳点、¹⁰⁹⁹）

の事例が見えるが一方逆にエ↓エの混用事例は少なく

○渴水ニウエタル（石山寺本大般涅槃經治安点、¹⁰²⁴）

が管見に入るくらいである。ところで私記甲本の「殖」字は観

智院本類聚名義抄によると、「殖ウフ、タ子」（法下二一九）とるのでこれと同訓の混用事例をさがしてみると次のようになる。

○連李（合ヘル植木）（石山寺本法華義疏長保四年点、¹⁰⁰²）

○不種ウへ（蘇悉地羯羅經寛弘五年点、¹⁰⁰⁸）

○樹ウへて福を（大日経義釈治安四年点、¹⁰²⁴）

○種ウへたるか（不空羼索神呪心経寛徳二年点、¹⁰⁴⁵）

○種（ウ）へ（ム）（妙法蓮華經明算点¹⁰⁵⁸）

○種ウへ（天理図書館蔵韻字集¹¹⁰⁴～¹¹⁰⁹）

いずれもエ↓への事例であってエ↓エの事例はみあたらない。「ウエ」についてもまずエ↓への混用が一般化したあとエ↓エの混用が起つたとみるのが妥当であるから(44)の事例は院政期以降において後人の手が加わっているとみるべきである。たゞ右にエ↓エの事例がみあたらぬと言つたが日本書紀私記丙本には「末須恵」↑「末須江」の事例があるし更に「殖」については同じく丙本に「觀松彦香殖稻」に対して「美末津比古加江之祢」と左訓が施されてあつて甲本のそれと酷似している。甲本と丙本との関係について暗示的である。

以上私記甲本の万葉仮名傍訓の混用事例の検討を通じて、その大部分は院政期頃のものであることが認められた。しかし全部の万葉仮名訓が必ずしもそうであるとは認められない。次の事例、

(45) 肖^イ (応神30) (46) 譽^{上占呼稱謂保生田} (応神30)

(47) 姥津 (孝昭23)

(48) 八鈞白彦^{ハツヒコ}、或帝王之向^{ムカヒ} (允恭34)；養老云：、恐当捉藤一本移或帝王之裔左傍。〔之字、云字の誤写か〕

(49) 石姫 (宣化41)；北女、当捉白本藤一本作比女

(45) は書紀に「肖此云阿叔（応神即位前紀）と同一の訓注があり(46)は同所に「上古時呼、號稱謂褒武多焉」とある訓注をもとと取つたものでこれを一部改変したものであろう。甲本の傍訓は数回の転写の中で書紀本文からはなれ、かなり恣意的な所が多いことを考えると右の如き書紀の訓注をそのまま採用しているものは原形を保っている可能性が小さい。

(48)(49)は「養老云」の如く出典を明記したものである。仮名遣の上からは「キミノ（ミ）コ（イ）ハナ」「イハノヒメ」と異例が見られず後世の手が入っているとは思われない。(47)は出典を明示してはいないが天理図書館所蔵卜部兼右本の頭注に「養老日本私記、姥津、波々津、一云意知津」とある由で私記甲本の「伊豆」の如き不審なる訓は祖本「意知津」を後人が「イチヅ」とよみ誤りその「チ」の脱した形かもしれない。かなり改変されてはいるが「養老私記」の面影をもっているといえよう。右の中で「養老云」の如き出典明示の訓に上代特殊仮名遣の異例が見られないことは決して偶然とは言えず大野晋氏は書紀古

写本に見える訓注の中で「養老」「養老説」と注記を持った万葉仮名及び釈日本紀に見える万葉仮名訓の中で「養老説」と注記あるものについてはすべて上代特殊仮名遣に合致することを指摘しておられる。^(註五)

そこで私記甲本に見える「養老云」の注記の信頼性について更に少しく検討してみよう。まず甲本の事例をあげる。

(50) 絁履 不愔盡朝廷之御衣御履

(31)

(51) 起儻

東舞多舞豆舞也養老云東舞多舞豆舞也舞狀乍居乍起而舞也

(37) (38)

(52) 蝦夷(44) (53) 努々(44)

(50)は釈日本紀卷十二、述義八に養老私記曰、朝廷之御衣御履不破辟者」と見え、甲本の割注が「養老私記」のそれであることを示している。

(51)は甲本の注文の中に「養老云」の注記があつて出典を明らかにしている。これと関連のある釈日本紀、書紀の注文をあげると次の如くなる。

○殊儻、養老私記曰、舞狀者、乍立乍居而舞。今東舞是也。

(釈日本紀卷十二、述義八)

○殊儻、古謂之立出儻。立出此云陁豆々、儻狀者乍起乍居而儻之。(釈日本紀卷十七、秘訓二)

○殊儻、古謂之立出儻、立出、此云陁豆々、儻狀者乍起乍居而儻之。(顯宗即位前紀)

釈日本紀秘訓は日本書紀の注文をそのまま、流用したものと認められる。しかし釈日本紀述義の事例は私記甲本の注文と一部に異同は見られるが、書紀、釈日本紀秘訓には見えない「東舞」

「多舞豆舞」の記入があり、しかも両者いずれも「養老」注記が認められ、両者の関係の密なることを示している。

(52)は「蝦夷養老説、衣比須」(釈日本紀卷十九、秘訓四)

(53)は「努力努力養老弘仁等私記、此云豆万米」(同)

と見え、右「養老」注記の万葉仮名訓は上代特殊仮名遣に照らしてみても「エヒス」「ツトメ」と異例は認められず、私記甲本の傍訓はそれを片仮名に改変したにすぎぬ。

以上私記甲本の「養老」明記の万葉仮名訓、漢字注文、更に釈日本紀引用の「養老」注記等の比較検討を通じて、私記甲本の万葉仮名訓の一部にはまさしく「養老私記」の原形を保つ傍訓が存在する如くである。

かくして私記甲本に見える万葉仮名傍訓には仮名遣の面からして新しく改変せられたものと古形を存するものとが混在していることが明らかになった。

四

本稿においては片仮名訓についてそれが数回の転写のプロセスにおいて誤読、誤解を生じ訓が改変されて行く実情、万葉仮名訓の仮名遣の考察より新しい訓と古い訓とを分析して来た。次に当然なすべきは私記甲本の大半を占める片仮名傍訓についての仮名遣の検討である。これについては既に用意はあるが紙数の関係で別稿にゆずる。只、結論的には万葉仮名傍訓と同じ院政期頃の手が加わっていることは明らかであり、私記甲本の成立とその変質の様相を考察する見通しが得られるものと思

以上

(注1) 以下「日本書紀私記甲本」をこう略称する。

(注2) 拙稿「日本書紀私記(甲本)について(大分工業高等専門学校研究報告、第6号)」

(注3) 太田晶二郎「上代に於ける日本書紀講究」(本邦史学史論叢土巻)の中

376頁…注(一)弘仁私記序辨、394頁395頁…注(二)、(三)に解説されている。

(注4) (注3) 同書。394頁395頁

(注5) 数字は、新訂増補国史大系本のページ数。以下同じ。

(注6) 西宮一民「書紀古訓序説」(皇学館大学紀要三)

〈国語学論説資料1965年度分、第2冊分〉による。

(注7) 「平安時代語新論」(東京大学出版会) 313頁322頁(仮名字体系)。

(注8) 増補本居宣長全集第二、849頁

(注9) 日本古典大文学大系「日本書紀」上178頁頭注二

(注10) (注3) 同書395頁注一四

(注11) 大野透「万葉仮名の研究」明治書院965頁966頁

(注12) (注11) 同書996頁

(注13) 春日政治「聖語藏本菩薩善戒終点」1頁(調点語と調点資料第四輯 吉澤義則博士追悼号)

…「古調点の研究」所収「古訓雜記」にも見ゆ。

(注14) 大坪併治「調点語の研究」所収「ア・ハ・ヤ・ワ・四行の混同」55頁

(注15) 吉田金彦「天理図書館蔵韻字集(詩苑韻集)和訓一覽」(調点語と調点資料 20輯)

(注16) 藤堂明保「漢字の語源研究」(学燈社) 266頁

(注17) (注14) 同書、50頁51頁

(注18) 築島裕「興福寺本大悲心寺三藏法師伝古点の国語学的研究、研究

篇」103頁

(注19) (注14) 同書64頁

(注20) 日本古典大文学大系「日本書紀」上234頁頭注二

(注21) (注20) 同書、34頁35頁

▼贈図書

43年7月〜45年3月 (前号よりの続き)

愛媛国語国文学会

東子の文学碑I

中村 幸彦

続字彙補

春日 和男

在在詞に関する研究

山崎 賢三

閑吟集歌句総索引

今井 源衛

花山院の生涯

深沢 和男

貞門俳諧自註百韻―翻刻と研究―

国立国会図書館

逐次刑行物目録昭41年版

調点語学会

調点語と調点資料 38・39

日本古典と人間

斯道文庫論集第6・7輯

定本室積祖春句集

近代日本文章史

淀劇博物館収蔵品図書目録第14号

飛鳥・白鳳古瓦展

高梁稗

明治大学刑事事博物館目録28頁30号

漢書列伝竺桃抄

日本語文法論

日本古典と人間

斯道文庫

平川 巴竹

瀬古 確

演劇博物館

奈良国立博物館

浅井 龍勇

明治大学刑事事博物館

尾道短期大学国文研究室

藤井 専蔵

土田県治郎